



## 相続時精算課税制度のメリットとデメリットを知らう！

### ●相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、親から子への2,500万円までの贈与については贈与税がかからず、将来の相続時にその贈与を受けた財産を加えて相続税の計算を行う制度です。

また、2,500万円を超える部分は一律20%の税率により課税され、納税した贈与税は、将来の相続税額から控除されます。

### ●相続時精算課税制度を受けるための要件

①贈与年の1月1日において贈与者(親)が65歳以上であり、かつ受贈者(子)が20歳以上であること。※子が既に亡くなっている場合は孫

②贈与税の申告期限内に「相続時精算課税選択届出書」を提出していること

※税制改正により平成27年以降の贈与については、贈与者の年齢制限が65歳以上から60歳以上に緩和されます。また、子が亡くない場合でも孫への贈与が可能となります。

### ●相続時精算課税制度のメリット

#### ①納税の先延ばし

納税資金がないときでも贈与を受けることができます。

#### ②値上がりが見込まれる財産に対する相続対策

相続時精算課税制度は、贈与時に財産の評価を行い、将来、相続税の計算を行う際も贈与時の評価額を使います。

つまり、この制度を利用して、今後値上がりの可能性の高い土地や自社株等をあらかじめ贈与しておくことで、相続対策に利用することができます。

#### 【事例】

父はX社株式を1,000株保有しており、今後値上がりが見込まれるためこれを子に贈与したいと考えています。また、父は他に土地及び預貯金を有しており、これを子に相続させる予定です。

※法定相続人は子1人、相続発生日は平成27年以降とする

評価額(単位:万円)			
	株式	土地	預貯金
贈与時	2,000		
相続時	4,000	3,000	1,000



### A【相続時精算課税制度を適用した場合】

	納税額	納税額の計算
贈与時	0円	株式 2,000万円 ≤ 2,500万円 2,500万円以下であるので納税額は発生しない
相続時	310万円	(株式2,000万円+土地3,000万円+預貯金1,000万円 -3,600万円) × 15% - 50万円 = 310万円
合計	310万円	

### B【相続のみで財産を移転させた場合】

	納税額	納税額の計算
相続時	680万円	(株式4,000万円+土地3,000万円+預貯金1,000万円 -3,600万円) × 20% - 200万円 = 680万円

※相続税の基礎控除額 3,000万円+600万円×法定相続人の数(1人)=3,600万円

Aの場合は相続時精算課税制度により、贈与時の株式評価額2,000万円を使って相続税額の計算を行うため、Bの場合に比べ370万円の節税になっています。

### ●相続時精算課税制度のデメリット

#### ①届出の撤回不可

一度相続時精算課税制度の届出を出すと、その後撤回することができません。そのため、今後贈与税の110万円の非課税枠を使うことができなくなります。またそれに伴い、110万円以下の少額の贈与であっても申告しなくてはなりません。(贈与者ごとに適用選択可能)

#### ②小規模宅地等の評価減(最大80%減)の特例の適用を受けることができない

相続により土地を取得した場合、一定の条件のもと小規模宅地等の評価減を取ることができますが、相続時精算課税制度により贈与を受けた土地に関しては評価減の適用ができません。

#### ③不動産取得税及び登録免許税がかかる

不動産を贈与により取得した場合、不動産取得税及び登録免許税がかかります。相続で取得した場合は、不動産取得税についてはかからず、また、登録免許税については、贈与する場合の税率2.0%に比べ、0.4%と税率が軽減されます。

### ●最後に

相続時精算課税制度は、適用に際して判断が難しい部分もございますので、検討される場合は担当者にご相談下さい。

(増田 麻結)